

## 船橋市無料低額宿泊所の届出等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和6年船橋市条例第8号。以下「条例」という。)第1条に規定する無料低額宿泊所を経営する社会福祉事業者(以下「社会福祉事業者」という。)に対し、届出等に関する必要な事項を定めるものとする。

(事前相談等)

第2条 社会福祉事業者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 無料低額宿泊所を開所しようとするときは、市に対し、事前相談をすること。
- (2) 入居者の生活向上への支援、地域との結び付きを重視した運営、関連する福祉サービスとの連携等、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第3条、第4条及び第5条の基本理念を遵守すること。
- (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者を他の市町村から連れてこないこと。やむを得ず他の市町村から連れてくるときは、関係福祉事務所(町村にあっては、町村の福祉部局を含む。)と協議すること。
- (4) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者及び同条第2項に規定する保護申請中の要保護者の処遇について、福祉事務所の指示があったときは、これに従うこと。

(近隣自治会等に対する説明会等)

第3条 社会福祉事業者は、前条第1号の規定による事前相談後、速やかに近隣自治会等に対する説明会等を実施し、無料低額宿泊所の設置の趣旨、設備及び運営に関する内容について、近隣自治会等の理解を得るものとする。

- 2 社会福祉事業者は、前項の説明会等を実施した後であっても、近隣自治会等から申出があったときは、その都度説明会等を実施するものとする。
- 3 社会福祉事業者は、前2項の規定による説明会等を実施したときは、説明会等実施報告書(第1号様式)を作成し、速やかに市へ提出するものとする。

(近隣自治会等の同意)

第4条 社会福祉事業者は、前条第1項又は第2項の規定による説明会等の実施の結果、近隣自治会等に社会福祉事業の実施に関する同意が得られたときは、近隣自治会等との間で同意書を作成し、その写しを速やかに市へ提出するものとする。

(届出事項等)

第5条 社会福祉事業者は、法第68条の2第1項又は第2項の規定により届出をするときは、社会福祉法施行細則(平成15年船橋市規則第64号。以下「規則」という。)第25号様式に、次の書類を添付すること。

- (1) 届出時における法人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- (2) 届出年度前3年度分の事業報告・決算書類
- (3) 届出時における役員等名簿(第2号様式)
- (4) 暴力団等でないことに係る誓約書及び千葉県警察本部長への照会に係る同

意書（第3号様式）

- (5) 届出時における条例、定款その他の基本約款
  - (6) 平面図（各部屋の広さや長さが分かる図面）
  - (7) 居室面積・使用料（家賃）一覧（第4号様式）
  - (8) 登記簿謄本、借地契約書、建物賃貸借契約書等（土地・建物の権利関係を明らかにすることができる書類）
  - (9) 経歴申告書（第5号様式）
  - (10) 入居者に対する処遇に関する項目（第6号様式）
  - (11) 運営規程
  - (12) 金銭管理規程（金銭管理を実施する場合のみ）
  - (13) 事業開始時における契約書（居室利用・サービス利用）・重要事項説明書
  - (14) 事業開始時における契約書（金銭管理）（金銭管理を実施する場合のみ）
  - (15) 配置図（建物の配置や敷地との位置関係が分かる図面）
  - (16) 案内図（最寄駅から事業所までの地図）
  - (17) 設備・備品等一覧、写真
  - (18) 建築基準法関係規定の対応状況が確認できるもの（建築確認済証、検査済証、建築基準担当部署の直近の指導状況等）
  - (19) 消防法関係規定の対応状況が確認できるもの（直近の消防用設備等点検結果報告書、消防法関係の各種届出書、消防担当部署の直近の指導状況等）
  - (20) 消防法に基づく防火対象物使用開始届書
  - (21) 資格証、研修修了証、実務経験証明書
  - (22) 損害賠償責任保険証書
  - (23) 改善計画書
- 2 社会福祉事業者は、法第68条の3第1項から第3項までの規定による変更が生じたときは、規則第26号様式に、必要に応じ、前項各号の書類を添付すること。

（暴力団員等の排除）

第6条 社会福祉事業者の役員等（社会福祉事業者が個人である場合は当該個人、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）は、条例第2条の規定によりその例によることとされる無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号）第6条第3項のほか、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と密接な関係を有する者であってはならない。

- 2 前項に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に

- 損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (2) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (4) 役員等が、暴力団、暴力団員又は前3号のいずれかに該当する個人、法人又は団体であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(第1号様式)

# 説明会等実施報告書

(近隣自治会等説明会 第 回)

年 月 日

船橋市長 あて

事業者名

所在地

代表者氏名

電話

無料低額宿泊所の設置に当たり、近隣自治会等への説明会等を実施したので、下記のとおり報告します。

無料低額宿泊所の名称		
無料低額宿泊所の所在地	船橋市	
説明会等の内容	開催日時	
	開催場所	
	対象自治会・町会名	
	近隣住民等出席者数	
	事業者側出席者数	
	説明者氏名	
	説明内容	
	質疑応答内容	

添付書類

- ・説明会等で配布した資料
- ・説明会等出席者名簿（近隣自治会等及び事業者共に、役職名及び氏名を明記すること）
- ・その他市が必要と認める書類

## 役員等名簿

( 年 月 日現在)

個人又は法人の名称: \_\_\_\_\_

役職名	フリガナ 氏名	常勤又は 非常勤	職業等	任期	自: 開始日(再任の場合は第1期の開始日)		
					至: 終了予定日		
				自:	年	月	日
				至:	年	月	日
				自:	年	月	日
				至:	年	月	日
				自:	年	月	日
				至:	年	月	日
				自:	年	月	日
				至:	年	月	日
				自:	年	月	日
				至:	年	月	日
				自:	年	月	日
				至:	年	月	日
				自:	年	月	日
				至:	年	月	日
				自:	年	月	日
				至:	年	月	日
				自:	年	月	日
				至:	年	月	日

(注) 運営主体が法人でなく個人にあたっては、役職名に「代表者」として1名のみ記載すること。

(注) 相談役、顧問、その他、いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する役員、取締役、評議員又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められるものを含めて記載すること。

(第3号様式)

暴力団等でないことに係る誓約書及び千葉県警察本部長への照会に係る同意書

年 月 日

船橋市長 あて

(法人) 所在地  
名 称

(個人又は法人の代表者) 住 所  
氏 名

私は、船橋市が船橋市暴力団排除条例（平成24年船橋市条例第18号）に基づき、暴力団を利することとならないよう、船橋市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年船橋市条例第8号）第2条の規定によりその例によることとされる無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号）第6条第3項に規定する暴力団員等又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を船橋市の事務等から排除していることを承知したうえで、下記の者に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は申し立てません。

また、第二種社会福祉事業における無料低額宿泊所の届出等において、下記の者に該当しないことを確認するため、船橋市からの調査に協力し、千葉県警察本部長に照会することについて承諾します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の社会福祉事業者等が暴力団員である者
- 2 社会福祉事業者等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- 3 社会福祉事業者等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者
- 4 社会福祉事業者等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 5 社会福祉事業者等が、暴力団、暴力団員又は前各号までのいずれかに該当する個人、法人又は団体であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者



(第5号様式)

## 経歴申告書

事業所の名称			
職名			
カナ		生年月日	年 月 日
氏名			
住所	(郵便番号 - )		
電話番号	( ) -		
主 な 職 歴 等			
年月日 ~ 年月日	勤務先等	職務内容	
職 務 に 関 連 す る 資 格			
資格の種類		資格取得年月日	
備考			

「住所」は自宅のものを記入してください。

「主な職歴等」について直近の状況は詳しく記入してください(退職年月日等)。

「資格の種類」について、社会福祉主事任用資格については社会福祉法第19条第1項の該当する号について記載し、その証明書類を添付してください。

(↓確認してレ点を記入してください)

私の経歴は当経歴申告書のとおりで相違ありません。

年 月 日

申告者自署 住所\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_

(第6号様式)

## 入居者に対する処遇に関する項目

(事業所名： ) ( 年 月 日作成)

### ① 職員構成

職 種	常勤・非常勤	職 務 内 容 他	人 数
施設長			1名
			名
			名
			名

### ② 勤務体制

時 間 帯	人 数	備 考
平日・昼間 ( : ~ : )	名	
祝日・昼間 ( : ~ : )	名	
夜間 ( : ~ : )	名	

※ 職員が常駐せず、巡回等により勤務する場合には時間帯ごとの回数や滞在時間が分かるように記載すること。

### ③ サービス等の提供・料金

	費 用 の 種 類	月 額 (31 日 間)	内 訳 等	
居 室 の 使 用 等	1 居室使用料	円		
	共益費	円		
	電気代	円		
	水道代	円		
	ガス代	円		
			円	
			円	
サ ー ビ ス の 提 供	基本サービス費	円		
	食事提供 ( 食 )	円		
	食事提供 ( 食 )	円		
	食事提供 ( 食 )	円		
			円	
		円		
1 カ 月 当 た り の 合 計 額		円		

※ 月額には、定額である場合にはその額を、実費による場合には標準的な額を記載してその算定根拠を内訳等に示すこと。

※ 1 カ月当たりの合計額の内訳等には金額に含まれない費用等について記載すること。